

1. 通 学

- (1) 交通規則を守り、通学道路を通る。
- (2) 8時20分までに登校する。
- (3) 下校時刻を守る。
- (4) 自転車通学は許可した人以外は行わない。
- (5) 自転車に乗るときはヘルメットをかぶる。
- (6) 登下校には、その日に必要な用具の入るもの(鞄)を使用する。

2. 服裝・身なり・持ち物

- (1) 三谷中生としての品位を失わないようにする。
- (2) 服裝規定・頭髪規定(別項)を守る。
- (3) 学習に必要なないものは持てこない。

3. 諸 届

- (1) 欠席・遅刻する時は、始業前に保護者に学校へ連絡してもらう。
- (2) 欠課・早退する時は、先生に報告する。
- (3) 公共物を破損したり、破損している箇所を発見した時は、先生に報告する。
- (4) 自転車通学をする時は、先生の許可を受ける。
- (5) やむを得ず下校時以外に校外に出る時は、先生の許可を受ける。
- (6) アルバイトは禁止。特別な時は、校長の許可を受ける。

4. 礼 儀

- (1) 三谷中生としてふさわしい言葉づかい、態度、服裝、行動をする。

5. 約束の改廃

- (1) この「私たちの約束」は、生徒大会または、生徒議会にかけ、校長の許可を得て改正・廃止ができる。
- (2) 改廃を要望する者は、先生または生徒会執行部に申し出る。
- (3) 改廃については『私たちの約束見直し委員会』を設置し検討する。

服 裝 規 定

6. 男子の制服

夏服ー上着は白カッターシャツまたはオープンシャツ、黒のズボン(標準)

冬服ー黒の標準学生服

7. 女子の制服

夏服ー上衣は白セーラー、スカート濃紺色・黒ネクタイと胸当てをつける。(白線は二本)

冬服ー上衣・スカートとも濃紺色。白えりカバー・黒ネクタイ・胸当てをつける。

8. 体操服

夏ー体操シャツ(学年色、丸首、半そで)ハーフパンツ

冬ージャージ

9. 防寒着

ウインドブレーカー規定のものを使用する。

冬季はネックウォーマー使用可。

防寒着等については体調や気温（環境）に応じて、自分で考え着脱する。

10. 名札

男女ともに左胸に必要に応じてつける（検討）

11. 靴

通学靴—男女とも運動のできる白を基調とした運動靴を使用する。（現在検討中）

上履き—規定のシューズとし、学年色のものとする。

体育館シューズ—規定のシューズを使用する。

頭髪規定

12. 男女ともに、前髪が目にかかるない。ただし、髪が肩より長い場合は、黒・紺・茶のゴムでたばねる。

13. 男女ともに整髪料等の使用、脱色、染色、パーマは禁止。